

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第1回）議事録

■日時 平成31年4月16日（火）午後3時30分～午後3時55分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

町田第一部会長、奥委員、小堀委員、齋藤委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、森川委員、
義江委員

■議事内容

審議

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る
項目別審議

⇒ 電波障害及び廃棄物について審議を行い、廃棄物に係る委員の意見について、指
摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第1回）

速 記 録

平成31年4月16日（火）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 23

午後 3 時 30 分 開会

○森本アセスメント担当課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 11 名のうち、9 名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

○森本アセスメント担当課長 それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○町田部会長 承知いたしました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望の方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴の皆様、御苦労さまです。傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構でございます。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議、その他となっております。

○町田部会長 それでは、「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、電波障害について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、本日の資料 1 ページをお願いいたします。

資料 1-1、電波障害の項目審議資料でございます。こちらの表の現況調査から評価まではお手元の評価書案で説明させていただきます。

評価書案の 126 ページをお願いいたします。

現況調査の調査事項は、工事の完了後における鉄道施設の存在及び列車の走行が、事業区間周辺のテレビ電波の受信状況に及ぼす影響を予測・評価するため、テレビ電波の受信状況など、4 つの事項について調査してございます。調査地域は、東京スカイツリーから送信さ

れるテレビ電波及び衛星放送電波を対象とし、供用後の鉄道施設の存在及び列車の走行による電波障害が予想される範囲、調査方法は、既存資料調査及び現地調査でございます。

127 ページをお願いいたします。

調査地点は、工事の完了後において東京スカイツリーから送信される地上デジタル放送の電波障害が予想される範囲及びその周辺において、右の 128 ページの図に示されてございます 18 地点でございます。

続いて、調査方法です。下の図に示す受信アンテナ、テレビ受信機、測定機器類を装備した電波測定車を用いて測定し、表に示す基準によりまして、画像評価及びBERから品質評価を行ってございます。

129 ページをお願いいたします。

調査結果でございます。地上デジタル放送の受信画像の状況は、表に示すとおりで、調査地点 18 地点において、全ての地点、チャンネルにおいて○（正常に受信）でございます。また、地上デジタル放送の受信品質の状況は、右の 130 ページの表に示すとおり、調査地点 18 地点において、全ての地点、チャンネルにおいて品質評価が C（おおむね良好）以上となっております。

131 ページをお願いいたします。

ウの高層建築物及び住宅等の分布状況でございますが、114 ページをお願いいたします。

事業区間周辺には、低層の住宅や 3 階以上 5 階以下の建物が多く立地しているほか、大山駅周辺には、6 階以上の集合住宅や 10 階以上の東京都健康長寿医療センターや集合住宅などの高層建築物も点在してございます。

132 ページをお願いいたします。

予測でございます。予測事項は、鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害、それから列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害の 2 つの事項で、予測の対象時点は工事の完了した時点、予測地域は、鉄道施設及び列車の走行による電波障害が予想される範囲としてございます。

続いて、予測方法のうち、鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害において、地上デジタル放送は、「建造物障害予測の手引き」に示す電波障害予測計算式により遮蔽障害及び反射障害の範囲を予測し、予測手順は図に示すとおりでございます。

133 ページをお願いいたします。

衛星放送は、「建造物障害予測の手引き」に示す電波障害予測計算式により、遮蔽障害の

範囲を予測してございます。電波の遮蔽高さ及び反射面の高さは、高架橋区間では、列車走行に起因する電波障害を考慮して、架線の高さである軌道から 6m の高さとし、大山駅では駅部の高さである地上から 16m の高さとしてございます。受信点の高さは、地上デジタル波は地上から 10m、衛星放送は地上から 4m としてございます。列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害は、類似事例などを参考に定性的に予測してございます。

続いて、予測結果でございますが、評価とあわせて御説明いたします。136 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。工事の施行中の予測に反映しなかった措置は、高架橋工事などに伴い生じる遮蔽障害については、工事の進捗に応じてアンテナの設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策などの適切な対策を実施すること、工事の完了後の予測に反映した措置は、事業の実施に伴う電波障害の影響を可能な限り回避または低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮すること、予測に反映しなかった措置は、本事業によるテレビ電波障害が発生した場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策などの適切な電波受信障害対策を講じること、電波障害が発生すると予測した地域以外においても、本事業による電波障害が明らかとなった場合には、受信状況に応じた適切な対策を講じること、住民などからの問い合わせ窓口を明確にし、申し出があった場合は適切に対応するとしてございます。

137 ページをお願いいたします。

評価でございます。評価の指標は、「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」とし、環境保全のための措置などを勘案して評価してございます。

鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害は、テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送においては、事業区間の西側に沿った一部の地域で高架橋端部から広域局で最大約 20m、県域局で最大約 60m までの範囲で生じると予測され、衛星放送においては、事業区間の東側で高架橋端部から最大約 30m までの範囲で生じると予測されてございます。本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策などの環境保全のための措置を実施するとしてございます。

電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施することにより受信障害の状態を解消できることから、評価の指標を満足するとしてございます。

列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害は、パルスノイズ障害については、

テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害は生じにくいものと予測され、フラッター障害の範囲は遮蔽障害の範囲内におさまることが予測されてございます。これらの障害に関して、デジタル放送については類似事例も少ないため、障害が生じた場合には速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビによる受信対策などの環境保全のための措置を実施することにより受信障害の状態を解消できることから、評価の指標を満足するとしてございます。

本編での説明は以上でございます。

本日の資料1ページにお戻りください。

都民の主な意見、それから関係区長の意見はともにございませんでした。

以上を踏まえまして、担当の小林委員に御検討いただいた結果、意見なしとなっております。

電波障害の説明は以上でございます。

○町田部会長 説明ありがとうございました。本日、小林委員は御欠席でございますけれども、コメント等は事務局に何か届いておりますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 小林委員からはコメント預かりはございません。

○町田部会長 わかりました。

それでは、御出席の委員の皆様方から御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見等がないようでございますので、電波障害につきましては「意見なし」といたします。

次に、廃棄物について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。本日の資料2ページをお願いいたします。

資料1-2、廃棄物の項目審議資料でございます。電波障害と同様、現況調査から評価までは評価書案に沿って説明させていただきます。

お手元の評価書案の155ページをお願いいたします。

現況調査の調査事項は、工事の施行中に生じる建設発生土及び建設廃棄物が周辺環境に及ぼす影響を予測・評価するため、撤去構造物及び伐採樹木などの状況、それから建設発生土の状況など、5つの事項を調査してございます。

161ページをお願いいたします。

予測でございます。予測事項は、既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土・建設廃棄物の

排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法、それから建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法としてございます。

予測方法でございます。既存構造物の解体撤去において発生する建設廃棄物については、現在の鉄道施設の施工図面から解体撤去の対象となる数量を算出する方法とし、既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土の排出量は図面から推計してございます。

建設工事に伴う建設廃棄物は仮設構造物の解体撤去を対象とし、図面から規模を算出し、排出量は図面から推計してございます。また、建設工事に伴う建設発生土及び建設泥土の排出量は図面から推計してございます。

162 ページをお願いいたします。

予測結果でございます。既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用及び再資源化量は、表 8.5.2-1 に示すとおりで、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物などの建設廃棄物の発生も考えられます。

ここで訂正がございまして、谷川委員に項目検討をお願いした際に御指摘いただきまして、事業者を確認をした結果、建設発生土については、153 ページをご覧いただきたいのですが、153 ページの上が現況、下が将来ということで、それぞれ写真がございしますが、現況の盛土構造分の建設発生土を計量し忘れたということで、これを計量しますと、事業者に確認しましたところ、排出量は1万8,320 m³ということになります。こちらについては、次の評価書で修正反映をさせると事業者からは伺ってございます。

本文に戻ります。駅舎の解体や側道などにより発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨などについては、産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込むなど再資源化するとしてございます。また、線路などの撤去に伴い発生するレール、枕木及びバラストについては、再利用または再資源化、それから建設発生土は事業区間内で可能な限り再利用を図るとし、再資源化が困難な建設廃棄物及び有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。そうしたことから、環境への負荷は低いものと予測してございます。

163 ページをお願いいたします。

建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法については、建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用及び再資源化量は、表に示すとおりで、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物などの建設廃棄物の発生も考えられ、建設工事により発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨などについて

は、産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込むなど再資源化するとしてございます。

線路などの撤去に伴い発生するレール、枕木及びバラストについては、再利用または再資源化する。それから、建設工事に伴う建設発生土の排出量、再利用量は、表 8.5.2-4 に示すとおりで、排出量は 4 万 5,360 m³と予測。建設発生土は事業区間内で可能な限り再利用を図り、事業区間内での再利用が困難な場合には、東京都建設リサイクルガイドラインに示された受け入れ地などに持ち込むなど、可能な限り有効利用に努めるとしてございます。工事前及び工事の施行中に土壌汚染が確認された場合、土壌汚染対策法、環境確保条例を遵守し、適正な対応を図るものとしてございます。

建設泥土の排出量、再資源化量は、表 8.5.2-5 に示すとおりで、排出量は 1 万 5,790 m³と予測され、建設泥土は、産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込み、再資源化を図るとしてございます。再資源化が困難な建設廃棄物及び建設泥土、有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理することから、環境への負荷は低いものと予測してございます。

164 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置は、撤去されるレール、枕木及びバラストは、再利用または再資源化に努めること、それから、既存構造物の撤去に伴い発生する鉄骨及びコンクリート塊などの建設廃棄物については、東京都建設リサイクル推進計画に定める再資源化率などを目標とし、再資源化するなど 5 つの事項がございまして。

予測に反映しなかった措置については、こちらに記載の 7 つの事項としてございます。

165 ページをお願いいたします。

評価でございます。評価の指標は、こちらの本文に記載の法令、それからガイドラインに定める事業者の責務とし、環境保全のための措置などを勘案して評価。既存構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨などの建設廃棄物、建設発生土については、再資源化率などの予測を 99%以上、建設泥土については、再資源化率の予測を 98%以上とすることから、東京都建設リサイクル推進計画に定める都関連工事の目標値を達成する。プラスチック、ガラス、ケーブルなどの建設廃棄物について、関係法令を遵守し、適正に処理する。建設混合廃棄物について、東京都建設リサイクル推進計画に定める都関連工事の目標値を達成するよう再資源化などを行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。再資源化が困難な建設廃棄物及び建設泥土、有効利用が困難な建設発生土につ

いては、関係法令を遵守し、適正に処理するといったことから、評価の指標を満足するとしてございます。

こちらの評価書案での説明は以上でございます。

本日の資料2ページにお戻りください。

都民の主な意見、それから関係区長の意見はございませんでした。

以上を踏まえまして、担当の谷川委員に御検討いただいた結果、意見ありとしてございます。意見については右の3ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。「既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の発生も考えられるとしているが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量、再利用・再資源化率などを予測・評価すること」という意見でございます。意見の取り扱いについての事務局案としましては、指摘の趣旨を答申案に入れるとしてございます。

廃棄物の説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の谷川委員、何か補足することはございますでしょうか。

○谷川委員 意見にも書いてあることなのですけれども、その理由として、1つは、この廃棄物量を調査するのに図面のみを行っているような書き方をしている嫌いがある、やはり現場を見てどんなものが廃棄物として出るのかということを確認して、基本は図面でも構わないのですけれども、現場をしっかりと見ていただきたいということが裏にあります。そのあたりは事務局のほうにお願いをしているところです。

あと、その量がなかなかわからないということなのですけれども、この立体交差事業というのは各鉄道会社も、これまでもやられていますし、今後続くと思いますので、そういった実際に事後調査のデータをしっかり各鉄道会社ごと、あるいは民鉄協会等でも結構なのですけれども、そのようなところでしっかり共有をして、各社のこれから出てくるアセスの廃棄物量に反映させていただければということがお願いとして事務局のほうにお伝えしております。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

今の谷川委員のコメントについて何か事務局からございますか。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御指摘ありがとうございます。まず現場を見ていただ

きたいという点、それから連立のデータを共有して生かしていくと、今御指摘いただいた2点につきましては事業者のほうに伝えてまいります。

○町田部会長 ありがとうございました。

それでは、御出席の委員の皆様方から御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問等がないようでございますので、廃棄物につきましては指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

○町田部会長 本日はこの2件でございますけれども、予定しました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。事務局、いかがですか。皆様方、いかがですか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後3時55分 閉会)